

議第87号

京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立小学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 5月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市立小学校条例の一部を改正する条例

京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「 京都市立楽只小学校      京都市北区紫野西舟岡町2番地      」を

削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

京都市立楽只小学校を京都市立紫野小学校に統合する必要があるので提案する。